

発行：福生市／編集：企画財政部秘書広報課／〒197-8501 福生市本町5-4042-551・1511（市役所代表）／毎月1日・15日発行

【フチキヤラリーの休館について】休館期間 9月1日(火)～11月30日(月)※休館中の予約受付は、市ホームページをご覧ください。【問合せ】生涯学習推進課生涯学習推進係 ☎ 551・1950

子育てするならふっさ！ 長期優良住宅を新築した子育て世帯に固定資産税相当額を助成します

子育て世代の定住、住環境の向上を目的として、市内に長期優良住宅を新築・購入した子育て世帯に対し、固定資産税・都市計画税相当額を最長5年間、助成する事業を開始します。

【長期優良住宅とは】劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、省エネルギー対策等の一定の基準を満たしていることについて所管行政庁（福生市内の住宅は、東京都多摩建築指導事務所）の認定を受けた、長期にわたって良好な状態で使用することができる優良な住宅です。

【対象住宅の主な要件】

- ①福生市内に存する長期優良住宅の認定を受けた住宅であること
- ②平成27年1月2日から平成30年1月1日までの間に建築された住宅であること
- ③住宅の居住の用に供する部分の延べ床面積が90㎡以上（マンション等区分所有住宅の場合は専有部分が70㎡以上）であること
- ④中古住宅でないこと

【対象者の主な要件】

- ①対象住宅に課された固定資産税・都市計画税の納税義務者であること
- ②固定資産税・都市計画税課税年度の末日（3月

31日）時点で16歳以下のお子さんがいること
③1月1日から12月31日までの1年間、対象住宅に継続してお子さんと同居している親であること

④市税の滞納がないこと

【助成金額】家屋に係る固定資産税・都市計画税相当額（上限10万円）

【申請期間】その年度の固定資産税・都市計画税の最終納期限の翌日から3月31日まで
※毎年度申請が必要です。この制度による最初の申請は、平成28年5月に課税される平成28年度分が対象となり、その申請期間は、平成29年3月1日から3月31日までとなります。

【助成期間】次の①、②のいずれか早い年度までとなります。

- ①対象住宅の固定資産税・都市計画税の課税初年度から5年度
 - ②お子さんの全員が年度中に16歳に達する年度
- 【その他】長期優良住宅を取得した方は、まちづくり計画課にご連絡ください。事業の詳細は、市ホームページをご確認ください。

【問合せ】まちづくり計画課住宅グループ ☎ 551・1961

図書館催し物 ※直接どうぞ

▼図書館子ども人形劇

プロによるおもしろげきでわくわくしよう。

①中央図書館

【日時】8月19日(水)午後3時～

【定員】70人

②武蔵野台図書館

【日時】8月20日(木)午前11時～

【定員】100人

＜①②共通＞

【対象】幼児～小学生

【上演作品】「それゆけ！ももたろう」ほか（約45分）

【出演】Imasan 工房

▼出前おはなし会

絵本・紙芝居の読み聞かせや手遊び等を行います。

【日時】8月27日(水)午前11時～

【場所】子ども家庭支援センター（子ども応援館1階）

【対象】乳幼児～

【出演】ポケット☆ポケット

▼夏休みイベント

★こわいおはなし会

あつい夏には、こわいおはなしでぶるっとしよう。

①【日時】8月25日(水)午後3時～（40分程度）

【場所】武蔵野台児童館1階

【対象】幼児～

※武蔵野台児童館との共催です。

②【日時】8月26日(木)午後3時～（40分程度）

【場所】中央図書館

【対象】幼児～小学生

【出演】おはなしのもり

【問合せ】中央図書館 ☎ 553・3111、武蔵野台図書館 ☎ 553・8881



子育て支援係からのお知らせ

●児童扶養手当振込みのお知らせ
児童扶養手当を、8月10日ごろに振り込みます。

●現況届をお忘れなく
各手当・助成の受給者の方へ案内を送りますので、次の期間内に手続きをしてください。

＜児童扶養手当＞ 8月1日(土)～31日(月)へひとり親家庭等医療費助成制度 8月1日(土)～31日(月)へ特別児童扶養手当 8月11日(火)～9月10日(木)

●ご利用ください
ひとり親家庭で、日常生活に支障をきたしている家庭にホームヘルパーを派遣します。詳細はお問い合わせください。

【対象】ひとり親家庭となつてから2年以内の場合・小学3年生以下の児童がいる家庭・親または児童が一時的な傷病の場合など

【援助内容】育児、子どもに関する家事全般

【派遣回数】1日1回、月12回まで

【派遣時間】午前7時～午後10時の間で1日2時間以上8時間まで※所得に応じて費用負担があります。

●子育て世帯臨時特例給付金の申請受付は、8月31日(月)までとなります

該当の方は、至急申請書のご提出をお願いします。

福生市はパパ・ママの子育てを応援します！！

市では、「子育てするならふっさ」を掲げ、お子さんが健やかに育つ環境づくりに取り組んでいます。

▼子育て応援メニューの一部(保育サービス)を紹介します！

| 事業名と概要 | 日時・定員等 |
|--|---|
| ★病児保育★ 病気等、集団生活が困難なお子さんをお預かりします。 【対象】生後6か月～小学3年生のお子さんで、保護者の方が仕事など社会的にやむを得ない事情がある場合 【料金(市民)】1日1,000円 | 月～金曜日の午前8時～午後6時・1日4人 【問合せ】病児保育室あんず(しみず小児科・内科クリニック併設) ☎ 513・4158 |
| ★病後児保育★ 病気等の回復期で集団生活に戻るのが心配なお子さんをお預かりします。 【対象】生後6か月～小学3年生のお子さんで、保護者の方が仕事など社会的にやむを得ない事情がある場合 【料金(市民)】1日1,000円 | 月～金曜日の午前8時～午後6時・1日4人 【問合せ】福生保育園病後児保育室 ☎ 530・2072、すみれ保育園 ☎ 513・3410 |
| ★定期利用保育★ 仕事や出産等により家庭で保育できない場合、一定期間継続的にお子さんをお預かりします。 【対象】市内在住の1歳～小学校入学前で、保育園及び幼稚園に通園していないお子さん 【料金】1人につき1日2,200円 | 月～金曜日の午前8時～午後5時(1日あたり8時間以内)・一時預かりと合わせて1日10人程度 【問合せ】すみれ保育園 ☎ 513・3410 |
| ★休日保育★ 【対象】市内在住の生後2か月～小学校入学前のお子さん、及び市内保育園等に通園している市外在住のお子さん 【料金】1日2,500円(保育所等利用者は除く) | 日・祝日の午前7時30分～午後6時30分・1日6人程度 【問合せ】福生保育園 ☎ 551・0152、すみれ保育園 ☎ 513・3410 |

| 事業名 | 概要 |
|--------------|--|
| ★認証保育所利用者補助★ | お子さんが認可保育園に入園した場合の保育料と、認証保育所に支払った保育料(限度額38,000円)との差額(1,000円未満切捨て)を年3回に分けて補助します。 【問合せ】子ども育成課保育係 ☎ 551・1780 |

あなたのお店で子育て世帯を応援してみませんか？

「ふっさ子育てまるとくカード」協賛店募集！

「ふっさ子育てまるとくカード」の協賛店を募集しています。現在186店舗の事業者に参加していただいています。

【対象】特典を通して子育て世帯の皆さんを応援してくださる市内の企業・商店

【申込方法】申請書に必要事項を記入し、市役所1階8-1番子ども育成課へ直接持参またはファックス(☎ 551・2133)で送信してください。※申請書は市ホームページからもダウンロード可。加入事業所の方も特典内容等に変更があった場合はお知らせください。

【問合せ】子ども育成課子ども育成係 ☎ 551・1733



【助産師と話そう】地域の助産師による無料の相談会です。「助産師からのちょっとした話」(午前11時～)のテーマは「最近の病院でのお産について」です。
【日時】8月28日(金)午前10時～正午【場所】子ども応援館1階【対象】妊産婦、子育て中の母子、祖父母等【主催】西多摩助産師会【問合せ】森田助産院 ☎ 551・0323